

## 第7章 介護保険制度の適正な運営

2000（平成12）年4月からスタートした介護保険制度もはや18年が経過することとなりますが年々利用者が増加している状況からも制度が着実に市民に浸透していると推察されます。

その一方で、利用者の増加に伴う介護サービス費の増加は被保険者の保険料負担の増加につながることになります。

本市においては、低所得者対策を行うとともに、介護給付の適正化、要介護認定体制の充実、保険料の未納者対策、介護人材の確保、制度の周知と利用意識の啓発に取り組みます。

### 第1節 介護保険の適正化の推進

介護保険制度は「支え合いの制度」であり、利用者の増加に伴う介護サービス費の増加が被保険者の保険料負担の増加につながることになります。このため、介護サービスの必要性や提供するサービスの適正化、あるいは負担の公平性の確保や低所得者対策など、制度の適正な運営に努めます。

#### 第1項 介護給付の適正化

介護給付の適正化のため、サービス提供量を決定するケアプランの確認、医療情報との突合・縦覧点検、介護事業者との連携、さらには事業所への指導等により適正化に努めます。

方 策	内 容				
ケアプラン チェック	ケアプランのチェックは専門的な視点が必要であるため、専門職を確保し、利用者にとって適切なサービスが確保されているかケアプランの確認を行い、不適切な給付の削減や介護保険料の抑制に努めます。				
	実施時期	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度	2017(平成29)年度
	対象事業所	14 か所	27 か所	5 か所	23 か所
	チェック件数	24 件	29 件	5 件	23 件
※ 2017（平成29）年度は年度途中までの実績値を基にした見込数					
医療情報と の突合・縦 覧点検	医療情報との突合・縦覧点検は、特に適正化効果が高いため、県国民健康保険団体連合会と連携し、不適切な給付の削減に努めます。				

方 策	内 容
介護保険関連事業者連絡会	ケアマネジャーや介護サービス事業者を対象として「介護保険関連事業者連絡会」を毎年度（年1～2回）開催し、報酬改定の情報提供やケアプラン作成上の留意事項などの簡易研修を通じて、介護給付の適正化に努めるとともに、介護関係者の知識向上により、質の高いサービス提供につながるよう支援します。
地域密着型事業所等への実地指導、監査の実施	市が指定する地域密着型事業所を中心として、定期的に実地指導を行い、運営指導や介護報酬の請求の確認を行い、適正化に努めます。
専門職等の関与	福祉用具の利用に際して、リハビリテーション専門職が関与する仕組みづくりの推進に努めます。 住宅改修の利用に際して、建築専門職、リハビリテーション専門職等が適切に関与する仕組みづくりの推進に努めます。
給付実績の活用	給付実績を活用した適正化事業について検討します。

## 第2項 要介護認定体制の充実

要介護認定は介護サービス利用につながる重要な手続きであるため、客観性の確保や公平公正な実施に努めます。

方 策	内 容
介護認定調査の統一性と質の確保	認定調査は国が示すマニュアルに基づき実施しますが、調査の統一性を図るため、調査が済んだ調査票は必ず市介護認定調査員等が全て点検を行います。 また、客観的な調査が実施できるよう、前回調査時とは異なる調査員を選定します。 調査員の質の向上についても、外部研修会等へ繰り返し参加することにより、スキルアップに努めます。
介護認定審査会の公平性と質の確保	県主催の研修会を通じ、介護認定審査会委員の資質の向上と要介護認定の公平性の確保を図ります。また、委員の更新時には市において模擬審査会を実施するなど、審査会のレベルの維持に努めます。

### 第3項 低所得者対策

保険給付費の増加に伴う保険料負担水準の上昇が低所得者の過度の負担とならないよう、軽減に努めます。

方 策	内 容
低所得者層の保険料の軽減強化	介護保険料は、被保険者の負担能力に応じた金額となるよう、階層別に金額を設定していますが、低所得者層が保険料を負担し続けることが可能となるよう、国の制度改正に合わせて 従来よりも保険料をさらに軽減します。
社会福祉法人等による利用者負担額軽減措置	社会福祉法人等が、生計困難者等に対して介護サービスの利用者負担の軽減をした場合に、その費用のうち対象となる金額の1/4を市が負担します。

### 第4項 保険料未納者対策

保険料未納者への対策は、介護給付費の財源確保のみならず、第1号被保険者の負担の公平性という観点でも重要であるため、必要な対策を図ります。

方 策	内 容
保険料納付の啓発	毎年度、定期的に市広報で保険料納付の重要性を啓発するとともに、保険料通知書送付時に啓発チラシと口座振替依頼書を同封し、口座振替を推進するよう努めます。
文書・電話による直接催促	未納者に対しては、保険料収納担当課（収納課）からの督促状のほかに、保険料賦課担当課（長寿福祉課）からも個別に文書又は電話による催促等に努めます。

## 第5項 介護人材の確保

必要な介護人材を確保するための取組みを行い、介護人材の確保に努めます。

方 策	内 容
介護人材の確保及び資質の向上	<p>必要となる介護人材の確保に向け、国や県と連携し、介護の仕事の魅力の向上、多様な人材の確保・育成、生産性の向上を通じた労働負担の軽減を柱とする総合的な取組を推進するよう努めます。</p> <p>また、必要な介護サービスの提供を確保するため、国や県と連携し、介護サービス従事者に対する相談体制の確立、介護サービス事業所や医療・介護関係団体等の連携・協力体制の構築、ボランティア活動の振興や普及啓発活動等を通じて地域の特色を踏まえた人材の確保及び資質の向上に努めます。</p>

## 第6項 制度の周知と利用意識の啓発

制度の適正な運営のためには、何より制度に対する理解を深めることが大切です。このためサービス利用の促進や費用負担の必要性について、啓発に努めます。

方 策	内 容
広報・市ホームページの活用	<p>毎年度、介護保険に関する特集を市広報で掲載するとともに、市ホームページの「すかがわ介護ネット」で随時情報を更新し制度の周知・理解に努めます。</p>
説明会への職員派遣	<p>町内会や老人クラブ、任意団体等からの要請により、説明会へ職員を講師として派遣し、制度の仕組みやサービスの紹介、費用負担の必要性について理解を深められるよう努めます。</p>

